

毒物劇物販売業変更届

※毒物劇物取扱責任者を変更する場合は、別のご案内をご覧ください。

※変更後30日以内に、必要書類をそろえて提出してください。

※既に登録を受けている店舗を移転する場合は「変更届」ではなく、改めて新店舗の「登録申請」を行ってください。
詳しくは移転前に係にお問い合わせください。

ア: 毒物劇物販売業者の氏名(名称)・住所の変更

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届	記載例 参照
毒物劇物販売業者が個人の場合 毒物劇物販売業者の 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(抄本)又は 戸籍記載事項証明書 ※ 毒物劇物販売業者の 住所の変更 添付書類はありません。	6か月以内に発行されたものが有効 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書については、届出の際、窓口で確認後すぐに返却いたします。
毒物劇物販売業者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 ※	6か月以内に発行されたものが有効

※代表者の変更の際は、手続きは不要です。

イ: 店舗名称の変更

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届	記載例 参照 添付書類は必要ありません。

ウ: 構造設備の主要部分の変更(貯蔵設備(保管庫)の移動など)

必要書類	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届	記載例 参照
<input type="checkbox"/> 設備の概要図	以下の2つの図面を提出 1 毒物劇物の貯蔵設備(保管庫)の 立面図(構造が分かるもの) 2 店舗の 平面図(位置がわかるもの) ※毒物劇物を店舗に貯蔵しない場合は、店舗の平面図のみご提出ください。